

原子力規制委員会設置法の一部の施行期日を定める政令の制定について

平成 24 年 11 月 7 日

Ⅰ．概要

原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号。以下「設置法」という。）により原子力災害対策特別措置法の一部が改正され、このうち、設置法附則第 1 条第 2 号により原子力災害対策指針等に基づき地域防災計画が作成されることとする読み替えの施行日は、設置法施行日（平成 24 年 9 月 19 日）から 6 月を超えない範囲（平成 25 年 3 月 18 日までの間）内で政令の定める日とされている。

地域防災計画の作成には、原子力災害に係る避難の区域の設定などに関する関係者との調整等に時間を要することとなる。その際、個々の地域状況が異なることを考慮し、準備期間を最大限確保するため、本施行日を平成 25 年 3 月 18 日としたい。

なお、本施行日の決定を、地域防災計画を作成する地方公共団体等に対して早急に周知する必要があるため、閣議決定日を平成 24 年 11 月 16 日としたい。

Ⅱ．今後の予定

平成 24 年 11 月 16 日 閣議決定

平成 25 年 3 月 18 日 施行

以上